

別記様式第3号 変更後の土地改良事業計画の概要

県営元三・木部地区土地改良事業（区画整理）変更計画概要書

1 変更計画の内容

項 目	【 変 更 前 】	【 変 更 後 】	増 減
地 域	熊本市南区元三町、元三町五丁目、御幸木部町	熊本市南区元三町、元三町五丁目、御幸木部町	
地 積	地区面積 98.2 h a	地区面積 97.7 h a	地区面積 △ 0.5 h a
主要工事	整地工 83.8 h a	整地工 82.1 h a	整地工 △ 1.7 h a
	道路工 9,120 m	道路工 9,380 m	道路工 260 m
	用水路工 8,250 m	用水路工 9,109 m	用水路工 859 m
	排水路工 7,460 m	排水路工 7,374 m	排水路工 △ 86 m
	暗渠排水工 84.3 h a	暗渠排水工 80.1 h a	暗渠排水工 △ 4.2 h a
工 事 着 手 及 完 了 時 期	着手 平成31年度	着手 平成31年度	
	完了 令和7年度	完了 令和11年度	
事 業 費	2,153,550 千円	3,615,150 千円	1,461,600 千円
	(うち事務費 102,550 千円)	(うち事務費 172,150 千円)	(うち事務費 69,600 千円)

2 計画変更を必要とする理由

(1) 施行に係る地域の変更 (−0.5ha)

- ・ 換地計画原案（換地配分）に同意が得られないことによる地区除外（4筆）、地区内外の分筆（9筆）等に伴う施行区域（一定地域）の変更

(2) 主要工事の変更に伴う事業費の増

- ・ 実施設計及び現地精査に伴う事業量の増（道路工、用水路工）
- ・ 石灰による地盤改良及び置換工法に伴う事業費の増（道路工、排水路工）
- ・ 仮設用水ポンプの設置に伴う事業費の増（用水路工）

3 変更後の土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

本地区は、熊本市の南部に位置する水田地帯である。地区内は、道路が狭く用排水兼用となっているなど農地基盤は未整備で、畑作物の導入も含め効率的な営農の支障となっており、農家の高齢化などから農村集落としての存続を含めた危機感が高まってきている状況である。

このため、農地の基盤整備を実施し、今後地域の中心となる農業法人へ土地の集積を一体的に行うことで、農用地利用の向上を図り元三・木部地区の将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を確立する。さらに、本地区の優良農地を将来にわたり適切に維持保全し、地域の農業振興だけでなく集落を含めた本地区の持続的な発展を図るものである。

(2) 施行に係わる地域の所在、地積及び現況

① 地域の所在

熊本市南区元三町、元三町五丁目、御幸木部町地内

② 地 積

単位：ha 変更後
(変更前)

地目 市町村名	現 況					計 画				
	水田	畑	道水路	その他	計	水田	畑	道水路	その他	計
熊本市	83.9 (84.4)	2.7 (2.6)	11.0 (11.0)	0.1 (0.2)	97.7 (98.2)	79.3 (80.3)	4.4 (4.0)	13.2 (13.1)	0.8 (0.8)	97.7 (98.2)
計	83.9 (84.4)	2.7 (2.6)	11.0 (11.0)	0.1 (0.2)	97.7 (98.2)	79.3 (80.3)	4.4 (4.0)	13.2 (13.1)	0.8 (0.8)	97.7 (98.2)

③ 現 況

1) 地形

地形は、南から北に1/2000～1/3000程度の地形勾配を有する水田地帯である。

2) 水利状況

a 用水状況

本地区の用水状況は、一級河川加勢川から取水され元三区域約60ha、木部区域約20haを用排水兼用水路に溜め堰上げし水位を上げ各農地に灌漑を行っている。元三区域については加勢川から取水後、改修予定の石組構造のサイホンにて木部川（一級河川）を横断しているが、当該サイホンは築造100年以上が経過し老朽化が著しい状況である。

地区内の水路の約半数は用排兼用水路の土水路（B=1.0m・H=0.6m程度）で占められていることから、直接水路に接続していないほ場も多く、大半が田越し灌漑となっている。そのため水管理や施設の維持管理に多大な労力を要しているとともに、用水路としての灌漑機能も十分とはいえない状況である。また、用排兼用水路となっているため、地下水位が高く農地の汎用化にも支障を来している。

b 排水状況

本地区の排水状況は、用排水路兼用になっており地区の南側から北側、また東側から西側に流れ旧天明新川へ排水されている。地区内の水路は土水路とライニング水路が混在しており土水路は幅0.5m、高さ0.5m程度でライニング水路は幅1.0m～2.0m、高さ1.0m程度の断面である。ライニング水路は用排水路兼用のため、幅は広いものの底高が高く、用水取水のために貯水しているため十分に排水路としての機能が発揮できておらず、農地の汎用化が進まない原因ともなっている。

3) 道路状況

本地区内の道路状況は、地区の中央部を横断する市道(B=5.0m)が整備されており、アスファルトによる舗装も施され、住民の生活連絡道としての利用及び営農上の幹線道路としての機能を有している。しかし、その他の道路は幅員B=1.8～2.7m程度であり、そのほとんどがB=2.0m以下の砂利舗装となっており、輸送車種が制限され離合が困難であるため、農業機械の大型化が阻害されているとともに地域の営農に多大な支障を及ぼしている。

4) 営農状況

水稻を基幹とした営農を展開しており、一部で施設園芸によるナス、トマト等の栽培も行われている。

5) 地域環境の概況

a 植 物

受益地を含む周辺地域には、シロツメクサやナズナなどが植生しているが、貴重種などは確認されていない。

b 動 物

受益地を含む周辺地域の鳥類は、アオサギ、クロツラヘラサギなど、爬虫類・両生類は、イモリ、アマガエルなど、昆虫類は、クロトンボ、ハグロトンボ、魚類は、コイ、ギンブナなどの生息が確認されているが、貴重種などは確認されていない。

c 景 観

本地区は、熊本市の南西部に位置する水田地帯であり、地区内及び周辺には特に大規模な施設や建物は存在せず、平坦で広大な水田景観を創出している。

(3) 基本計画

① 要 旨

本地区は水稻を基幹とした営農を展開している。しかしながら、地区内のほ場は10a～20a程度の狭小農地が多く、道路も非常に狭い。水路についても、田越しによるかんがいや用排水兼用の土水路が多く、排水不良が生じることも多く転作作物の導入が困難となっているなど、営農に多大の労力・時間・経費を要し、水田の汎用化、大型機械の導入などに支障が生じていることが本地区の課題である。

このため、ほ場の大区画化や排水条件の改良を行うことで、耕地利用率の底上げを図るだけでなく、小麦等の高付加価値作物の導入をするなど、生産性、収益性の高い農地を確保し、農地の集団化や担い手に対する農地集積を促進し、効率的な営農を実現することで、農業経営の安定向上を図るものである。

② 事業別面積

	【変更前】	【変更後】
地区面積	98.2 ha	97.7 ha
区画整理	84.3 ha	83.7 ha

③ 用水量及び排水量：

	【変更前】	【変更後】
用水量	0.470 m ³ /s	0.613 m ³ /s
排水量	7.212 m ³ /s	13.612 m ³ /s

(4) 工事計画

	【変更前】	【変更後】	増△減
区画整理			
整地工	83.8 ha	82.1 ha	△ 1.7 ha
道路工	9,120 m	9,380 m	260 m
用水路工	8,250 m	9,109 m	859 m
排水路工	7,460 m	7,374 m	△ 86 m
暗渠排水工	84.3 ha	80.1 ha	△ 4.2 ha

(5) 環境との調和への配慮

本地区の農業生産基盤の整備については、農地の利用集積や土地利用型農業の生産向上を図るとともに、作物や営農形態、それぞれの農村の気候、風土、歴史、文化に応じ、個性的で視覚的に心地よく、自然環境に配慮した基盤整備を行う。

- ・ 水辺、森林、草原、水域などの野生動物の生息や繁殖及び生育環境の維持と保全に配慮するとともに、緑・自然生態系の保全に著しく悪影響を及ぼす場合は、当該地域を避けて計画地選定やルート選定を行う。
- ・ 地形・自然景観の保全に配慮すると共に、貴重な環境資源に対して、著しく悪影響を及ぼす開発は避ける。
- ・ すべての生態系や、人の社会活動に必要な不可欠な水資源の保全に、水質・水量の両面から配慮するとともに、特に保全が必要な地域で著しく悪影響を及ぼす開発や環境利用は避ける。

(6) 換地計画の要領

① 換地計画樹立の必要性

土地改良事業の施工によって区画を整理し、土地の配分替え（換地配分）により集団化を図るため換地計画を必要とする。

② 換地計画樹立の基本方針

1) 従前地の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士・測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合は、その申し出のあった地積とする。

2) 農用地集団化の方法

変更後
(変更前)

区分 換地区名	地帯別、 グループ別 団地の設定	個 人 別 換 地 の 方 法		
		位置の選択方法	1戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
全換地区 (全換地区)	地目別集団化	従前地の密集した位置を中心に換地	1～2団地 (1～3団地)	移動畦畔

3) 非農用地の換地方針

区分 換地区名	種 類	非農用地区域 の位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得 予定者	その他
全換地区	分家住宅用地 農業用倉庫	計画図に記載	6,500㎡	異種目換地	個人	
	鉄塔用地	計画図に記載	1,152㎡	特定用途用地換地	法人	九州電力
合計			7,652㎡			

4) 清算の方法

比例地積清算方式による。

③ 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

変更後
(変更前)

区分 換地区名	機 能 交 換 に 係 る 土 地				一般国有地	合計
	国有地	県有地	市町村有地	計		
道路	- (-)	0.0 (0.0)	5.1 (5.1)	5.1 (5.1)	- (-)	5.1 (5.2)
水路	- (-)	- (-)	5.9 (5.9)	5.9 (5.9)	- (-)	5.9 (5.9)

④ 換地処分の特則

地区の全部について、区画変更工事が完了し確定測量が行われた場合は、土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第54条第2項ただし書の規定に基づき、換地処分を行うことができるものとする。

(7) 費用の概算

変更後
(変更前)

事業名 区 分		区 画 整 理 (千円)	備 考
区 画 整 理	主要工事費	3,069,000 (1,866,000)	
	測量試験費	249,000 (89,000)	
	用地補償費	11,000 (16,000)	
	工事雑費	- (-)	
	換地費	114,000 (80,000)	
	小 計	3,443,000 (2,051,000)	
地方事務費		172,150 (102,550)	
合 計		3,615,150 (2,153,550)	

変更後
(変更前)

(8) 事業の効果

区 分 \ 項 目		年総効果(便益) 額 (千円)	年増加農業所得額 (千円)
食料の安定供給の確保に関する効果	作物生産効果	125,409 (74,307)	116,812 (107,357)
	営農経費節減効果	69,535 (52,976)	72,803 (54,822)
	維持管理費節減効果	-8,283 (-6,884)	3,479 (2,338)
農業の持続的発展に関する効果	耕作放棄地防止効果	107 (27)	0 (0)
農村の振興に関する効果	地積確定効果	997 (793)	0 (0)
その他効果	国産農産物安定供給効果	29,481 (26,140)	0 (0)
計		217,246 (147,359)	193,094 (164,517)
総費用(現在価値化)		3,476,783	
総事業費		(2,262,034)	()
総便益額(現在価値化)		3,826,697	
妥当投資額		(2,726,936)	()
総費用総便益比		1.10	
投資効率		(1.20)	()

(9) 事業の施行に係る地域を数区に分けたときは、その旨及びその理由

該当なし

(10) 他事業との関係

該当なし

(11) 計画概要図

別紙添付